

## [事案 26-70] 契約無効（契約内容変更）請求

・平成 27 年 4 月 8 日 和解成立

### <事案の概要>

特別条件に関する説明不十分を理由に、既払込保険料の返還または特別条件のない終身保険の契約締結を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 23 年 4 月に部位不担保の特別条件付きで終身保険に加入したが、以下の理由により、既払込保険料を返還するか、または特別条件のない終身保険に変更してほしい。

- (1) 加入の際、契約内容変更の手続きをしたものの、同手続きにより、部位不担保ではなく保険料割増の特別条件が付いていると思っていた。
- (2) 平成 26 年 2 月頃、本契約を転換する申込みをしたところ、保険会社から転換後契約は引き受けられない旨の理由を説明された際に初めて、本契約に部位不担保の特別条件が付いていると知った。

### <保険会社の主張>

契約内容変更の際、募集人は、部位不担保の特別条件が付されることを説明しており、申立人はこれを了解したうえで、特別条件承諾書に署名捺印していることから、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約内容変更時の説明内容や本契約および契約転換の申込みの動機・経緯等を把握するため、申立人および募集人 A・B に対して、加入時に特別条件についてどのように説明が行ったのか、事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、加入時の説明が不十分であったことが認められるので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 結果として、被保険者が特定部位の疾病になったときに給付が受けられる保険に加入したいという申立人の加入動機に沿わない契約内容になったのであるから、特別条件承諾書の作成時には、その点に配慮した十分な説明がなされるべきであったのに、申立人に直接説明した募集人 A によって、その点を十分認識した説明がなされたとはいいがたい。また、不担保部位が明示された特別条件付契約のしおりを示しての説明もなされていない。
- (2) 本契約の加入後、担当の募集人 B も、申立人と同様、本契約に付いた条件は保険料割増であると認識していた。

### <参考>

○契約の無効（既払込保険料の返還）が認められない理由は、以下のとおり。

- (1) 申立人は、募集人 A に対し、特定部位の疾病になる可能性があるかもしれない被保険者でも入れる保険があるかどうかを尋ねたところ、条件は付くかもしれないが、申込みをして、

保険会社の引受審査を受けてみてはどうかという説明を受けて、本契約の申込みを行った。その後、保険会社が引受審査を行った結果、総合医療特約について、特定部位に不担保条件を付けることになった。

(2) 募集人 A・B が、引受審査の結果を説明し、申立人は、ご契約内容変更了解書と、総合医療特約について、特定部位を不担保とすることの承諾書を作成した。

しかし、承諾書は、不担保部分がどの部位なのかは承諾書のみからでは明らかではなく、特別条件付契約のしおりと照合しなければ分からない内容となっている。

(3) 以上の経緯からすると、申立人は、本契約は、部位不担保の条件が付いていない契約であったものと錯誤していたものと認めることができ、当該錯誤は、要素の錯誤であったことが認められる。

(4) しかし、申立人の事情聴取の結果からすると、申立人は、承諾書を自ら作成したことを認めており、承諾書には、部位不担保とする部位番号が記載されているので、契約に付加されているのは、割増保険料ではなく部位不担保であることが明白であるため、申立人には重大な過失があったといわざるを得ない。

○部位不担保の条件のない保険の締結が認められない理由は、以下のとおり。

不担保条件を付けることに関し、承諾書を申立人自身で署名捺印して提出し、条件付きで本契約が成立していることは明らかであるため、部位不担保条件なしの契約が成立したと判断することはできない。